

中央区環境行動計画2018改定方針（案）

1 改定の趣旨

平成30年3月に策定した「中央区環境行動計画2018」(現計画)は、令和4年度末をもって前期期間が満了する。この間の国内外の情勢変化や、令和3年3月に本区が行った「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を踏まえ、脱炭素社会に向けて地球温暖化の「緩和策」をより強力に進めるとともに、地球温暖化への「適応策」の推進を図るため、現計画を改定し、「(仮称)中央区環境行動計画2023」(新計画)を策定する。なお、本改定に伴い、現計画に基づく進捗評価は令和4年度に終了し、以降の進捗評価は新計画に基づき行う。

2 策定時期

令和5（2023）年3月

3 計画期間

令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間

4 改定の視点

(1) ゼロカーボンシティ中央区宣言の反映

本区においては令和3年3月に「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を宣言したところであり、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ」の目標達成を見据えた計画とし、現計画の基本目標1に該当する「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の二酸化炭素排出量削減目標についても見直しを行う。

(2) 地域気候変動適応計画の包含

気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含する計画とする。

(3) SDGs の反映

各基本目標および各施策に関連するSDGsの目標を明記する。

(4) 改定関連計画の反映

「緑の基本計画」(2019年～)、「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」(2021年～)、「一般廃棄物処理基本計画2021」(2021年～)の反映を行い、整合を図る。

5 「(仮称)中央区環境行動計画2023」の位置づけ

別紙1 参照

6 改定スケジュール

別紙2 参照

7 関連法令等

環境基本法

第7節 地方公共団体の施策

第36条 地方公共団体は、第5節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体の施策)

第19条

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

気候変動適応法

(地域気候変動適応計画)

第12条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

ゼロカーボンシティ中央区宣言

この地球^{ほし}がかつて経験したことのない速さで進む温暖化

海の水が増え 多くの動植物がすみかを失い

自然災害が猛威を振るう

わたしたちは日々のくらしや命さえもおびやかされる危機に
直面しているのです

残された時間は多くありません

今こそ行動をおこすときです

未来ある子どもたちを想い

命あるすべてのものを慈しみ

みどりあふれる豊かな地球^{ほし}を次の世代につなぐため

二〇五〇年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを

中央区は今ここに宣言します

二〇二一年三月三十日